

東北大学法科大学院

[令和6（2024）年度] 外部評価報告書

はじめに

東北大学法科大学院教育課程連携協議会（以下、協議会という。）は、①法学研究科総合法制専攻（法科大学院）の研究教育水準の維持向上のため自己点検を行った事項、②産業界等との連携により、授業科目の開設、教育課程の編成に関する基本的な事項、③産業界等との連携により、授業の実施、教育課程の実施に関する基本的事項及び実施状況の評価に関する事項、について審議し、研究科長に意見を述べるものとされている（東北大学法学研究科法科大学院及び公共政策大学院における教育課程連携協議会に関する内規第2条）。

本外部評価報告書は、内規第3条第1項3号から第5号に掲げる協議会委員（以下、外部評価委員という。）が、まず、令和6（2024）年12月の法科大学院自己評価報告書を対象とした書面調査を行い、次に、内規第3条第1項第1号及び第2号に掲げる委員並びに学生に対するヒアリング調査を令和7（2025）年2月20日（木）に対面式で実施して、評価シートを作成し（内規第10条）、それに基づいて法科大学院評価対応委員会により作成された報告書案（評価シート上の記述のそのままの記載を旨とした）を確認した後、法科大学院評価対応委員会において確定させたものである（内規第11条）。

貴重なご意見・ご指摘を賜った外部評価委員の方々に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

令和7（2025）年4月

東北大学法科大学院

## 目次

|          |    |
|----------|----|
| 評価項目 1～8 | 4  |
| 総評       | 9  |
| 資料       | 11 |

## 記載にあたって

\*それぞれの外部評価委員が記載した「評価シート」の所見をそのまま記載することを原則とした。各外部評価委員は、「評価シート」において、各項目について、「A：大変良い B：良い C：特に問題はない D：問題があるので検討の必要がある E：悪いので改善の必要がある」の5段階で評定したうえ、自由記述形式で所見を記載している。

\*便宜のため、各外部評価委員の所見を箇条書き形式に整理して、番号を付した。

## 評価項目 1. 教育の実施体制（大変良い：3名）

### 【評価すべき点】

- 1) 国立大学法人ということ差し引いても、教員組織の構成は素晴らしい。なお、専任教員の女性教員比率の割合については他大と比較して高いが、今、一層の高い割合を目指して欲しい。
- 2) FDも充実している。特に、司法試験に再挑戦する修了生のための新たな学修支援企画は特筆に値する。
- 3) 令和2年度から志願者が増加し、令和6年度には445名と人気化しつつあるが、「優れた法曹」育成の努力が結実したものといえる。司法試験合格率の実績も志願者に浸透しつつあるのではないかと感じる。収容定員、実質的な現員数115名も、50名定員のもとで妥当な運営規模と評価できる。
- 4) 原級留置率、中退率が全国平均に比べて高いが、カリキュラム、単位数の検討など改善策がとられつつある。
- 5) FD懇談会では諸課題について活発な議論がなされており、特に令和5年度のFD懇談会「カリキュラム等の現在の課題と授業の実施方法等について」は重要な意味があるように思われる。具体的な課題への取組みもなされており期待される。
- 6) 令和5年度に、学修支援体制の強化に向けて「学修支援WG」が設置され、令和6年4月に「常設の学修支援委員会」へと改組がなされている点は支援体制として評価できる。具体的な体制、支援内容の策定とともに、成果が期待できる。
- 7) 基本科目、基幹科目、応用基幹科目、実務基礎科目、模擬裁判等科目設定が適切であり、教員の陣容も十分であると考えます。
- 8) 学内での業務所掌の体制も委員会制等によって確立されており、常にレビューをしていく体制ができていると考えます。
- 9) 学修支援委員会の新設等新しい課題への適時の取組も良いと思います。

### 【今後の課題等】

- 10) 教員組織は全体としてバランスがとれており、女性教員の割合や実務家教員の配置など貴法科大学院の特質が顕われている。なお印象として、教員数の逼迫を感じるが大丈夫だろうか。

## 評価項目 2. 入学者選抜の状況（大変良い：3名）

### 【評価すべき点】

- 1 1) アドミッションポリシーのもと、法曹としての資質を担保するため、法学既修者一般選抜試験、法曹基礎課程特別選抜試験、法学未修者選抜試験により厳格に選抜を行っており、追加募集を全く必要としない3倍を超える競争倍率(令和5年、6年)を実現していることは高く評価できる。また入学定員充足・超過率も令和2年以降100%前後で推移していることも、貴法科大学院の底力を示すものといえよう。  
なお、令和4年度は歩留まり率の問題で122%となっているが、令和5、6年と進級に伴う学修成果の観点からの検証も行われ、フォローされている点は評価できる。
- 1 2) 近時受験者数が増加し、競争倍率も高まっているとのことであり、優良な学生を選抜するという入学者選抜の機能は十分に果たされていると考えます。

### 【今後の課題等】

- 1 3) 入試合格者に対し、8項目の具体的入学前指導を行っていることは評価できるが、この中に法的争点の発見と記述能力(法律文書作成能力)の涵養をめざすための資料・文献が含まれることが望まれる。

## 評価項目 3. 教育内容（大変良い：3名）

### 【評価すべき点】

- 1 4) カリキュラム・ポリシー⑤で示される、「体系的な法的思考能力、法的立論能力、論理的表現能力、創造的・批判的思考能力を総合して厳格に評価し、単位認定」をするという施策は評価できる。また、こうした能力を修得させるためにカリキュラムや授業内容の工夫もなされ、特に令和5年度からの在学中受験制度に対応すべく、3年次必修科目や応用基幹科目の配置を見直している点は学生のニーズに適うものであり評価できる。なお、応用基幹科目の見直しにより、「論述能力の涵養を図る」など学修成果をたかめる努力もなされており、またL3への進級要件の厳格化でL2終了時点での学修到達度の引き上げをめざす点も評価できる。
- 1 5) 法曹コースの入学者も、一貫型、開放型ともに継続して合格者を出しており、徐々に成果をあげつつある点は評価できる。
- 1 6) 法曹コースの設置と在学中受験が組み込まれたことから、他の法科大学院と同様、

法学部と法科大学院のカリキュラムの在り方が大きな課題となってくる。貴法科大学院では6月末までに履修終了をめざす事実上のクォーター制度の導入など実効的な施策がなされつつあり、この点は評価できる。

- 17) 司法試験合格者数も安定的に推移しており、教育内容は基本的に求められる水準を十分に維持しているものであると思います。
- 18) 先端的な科目や専門的な科目も取り入れ、幅広い学習にも目配せができています。

**【今後の課題等】**

- 19) 近時は国際的な取引が地方都市でも増えていることから、国際取引の実務的な内容を教えるような科目もあると良いと思う。

**評価項目4. 教育方法 (大変良い：3名)**

**【評価すべき点】**

- 20) 公正な成績評価の実質化のための体制が整っている。
- 21) 少人数・対話型双方向教育を基本に、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられており、また、学生と教員とのオフィスアワーや、修了生によるオフィスアワーを設けている点は評価できる。特に教員とのオフィスアワーの実績を見ると22年度、23年度と増加しており、学修効果に繋がるものとして高く評価できる。
- 22) 少人数型、対話型双方向教育を基本とする教育方法は法科大学院の設置目的に合うものであり、大変良い。
- 23) オフィス・アワー制度など、気軽に学生が教員やOB弁護士等とコミュニケーションを取ったり質問をしたりできる場を用意していることも大変素晴らしい。
- 24) 定期試験前に準備期間を設けているのも学生にとっては嬉しい配慮である。

**【今後の課題等】**

- 25) 学生の要望があれば、夏休み期間においても研究活動等を阻害しない範囲での取り組みも検討されてよいのではなかろうか。

## 評価項目 5. 学業の成果（良い：3名）

### 【評価すべき点】

26) 原級留置となる基準を令和4年度から改正したとのことですが、その方向性は正しいと思う。法科大学院の成績が多少悪くても司法試験で力を出せる学生さんもいますし、さらに実務についてから力を出している方もたくさん見聞きしていますので、過度に進級要件を厳格にする必要はないと思う。

### 【今後の課題等】

- 27) 永遠の課題ではあるが、「学業の成果」は、そもそも、どのように評価するのだろうか。
- 28) 原級留置者が依然として多い。数よりも、「多い」ことをどのように評価し、それを制度設計や教育改善にどのように結びつけるかが肝要である。それに関連して、原級留置者の授業料は、割引があるのか。
- 29) 授業評価アンケートは、そろそろ曲がり角にきていると思料しているが、どのように、考えられているか。
- 30) 在学中受験者の合格率が修了者受験者よりも多いが、この状況をどのように考えたらよいのか。
- 31) 令和2年、3年、4年と合格率は51～56%を占めていたが、令和5年30.49%、令和6年22.11%となっている。予備試験への流れも影響しているのだろうか。
- 32) 令和6年度の貴法科大学院の課題は短答式合格者の論述式試験対策であろう。特に修了者・短答式合格者の論述式対策は一考を要すると思われる。
- 33) 在学中で短答式合格者の論述式合格者の合格率は、令和4年、5年ともにほぼ50%であることからすると、令和6年度の結果は一時的現象と思われ、また修了者の課題も含むので一概には言えないがやや懸念が残る。他の法科大学院では、「法律文書作成」をカリキュラムのなかに明確に位置づけ論述能力の涵養をめざしているという声も耳にする。応用基幹科目の見直しを含め今後の取組みが期待される。

## 評価項目 6. 進路・就職の状況（良い：3名）

### 【評価すべき点】

34) 修了者の進路の把握に努めているのは、評価できる。

35) 司法試験合格者数については、前記のとおり、令和6年が若干下がったとはいえ、全般的には全国的にも上位の合格率を維持しており、十分な成果を上げていると考えます。

**【今後の課題等】**

36) 数字に一喜一憂するのは、いかななものかと思うが、残念ながら、合格率が、一時に比べて、少々振るわなくなった原因は、原級留置制度の緩和にあるとのことである。その点に関して、今後、どのような対策をとるのか注視したい。

37) 令和6年度の司法試験合格者は21名（全国で14位）、合格率は22.11%（全国22位）となっている。令和4年の合格率56.25%（全国5位）に比し減少しているが、一過性の事情や母数の少ない小規模の法科大学院で変動幅が大きくぶれてしまう側面等があるとはいえ、合格率50～60%超の達成は期待したい。

38) 法曹以外の就職先として、裁判所書記官、宮城県庁など法科大学院教育が活かされる進路選択がなされており、多様な職域での活躍が期待される。

39) 修了者の質の確保・向上に向けた努力も十分にしておられると思いますが、修了者は孤独な戦いを続けている方が多いと思われるので、その部分にもさらに力を入れていけば合格率もさらに上げていけるのではないかと考えます。

## 総評

### 【評価すべき点】

- 40) 学生も制度の激変に翻弄されている。様々な要因が考えられる。司法試験受験生の激減から推察される法曹界の不人気や、制度改革の歪みとりわけ400名を超える合格者をだす予備試験資格受験の主流化などを要因として、法曹養成システムは大きく揺らいでいる。予備試験対策で勢いを増す予備校は、オンライン遠隔授業で全国にネットワークをはり、一部には高校生を対象に予備試験経由の司法試験を推奨するものまで出現するに至っている。また大手法律事務所では予備試験合格者のみのインターンシップ制度を設けている。差別化、囲い込みを企図しているといわれている。法科大学院の在り方を揺るがす事態ともいえ、教員の方々のご苦勞も大変なものがあるのだろうと頭が下がる思いである。どうか貴法科大学院の「優れた法曹」育成のために高度な専門教育を引き続き履践され、法律学のプロフェッションを備えた学生の輩出に向けて尽力されることを念願している。
- 41) 司法試験合格者数も安定的に推移していますし、入学希望者の数も増加傾向とのことであり、貴学のたゆまぬ努力のたまものと思います。東北地方唯一の法科大学院として、東北地方の法曹を目指す学生たちの期待に違わぬ機能と存在感を十分に発揮していると思われま。

### 【今後の課題等】

- 42) 首都圏一極集中傾向がますます強まる中、仙台という大都市とはいえ、地方の法科大学院として頑張っていらっしゃる教員の方々に対しては、頭が下がります。しかし、よい研究者でなければ、よい教育はできません。自己犠牲？も、ほどほどにして、自分の研究のために少しはわがまま？になってもよいのではないかと思います。法科大学院に加えて、学部、公共政策大学院と3組織の教育負担は過重だと思います。それとの関連なのかどうかはわかりませんが、教員の顔ぶれが短期間にかなり変わっていることに、一抹の不安を覚えます。
- 43) 在学中受験が認められた結果、在学中に司法試験に合格する学生の増加が法科大学院の運営に対していかなる影響——たとえば、予備校化を促進する、授業運営に支障がでる——を与えるのかを分析する必要があるかと思ひます。
- 44) 2026年度から導入が予定されているCBT方式による試験は、その是非、功罪について議論のあるところではあるが、対応策がすでに検討されており、学生にと

って不都合のない運用がなされることを期待したい。

## 資料

令和6（2024）年度東北大学法科大学院教育課程連携協議会委員（5名）

（外部委員）※五十音順、敬称略

角 紀代恵（立教大学名誉教授・弁護士）

亀田 紳一郎（仙台弁護士会 元会長）

酒井 久雄（(株)有斐閣 元顧問）

（科内委員）

久保野 恵美子（東北大学大学院法学研究科長）

嵩 さやか（東北大学法科大学院長）

東北大学大学院法学研究科法科大学院及び公共政策大学院における教育課程  
連携協議会に関する内規

制定 平成31年2月13日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程第15条に定める教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議し、研究科長に意見を述べるものとする。

一 法学研究科綜合法制専攻（以下「法科大学院」という。）及び公共法政策専攻（以下「公共政策大学院」という。）の研究教育水準の維持向上のため自己点検を行った事項

二 産業界等との連携により、授業科目の開設、教育課程の編成に関する基本的な事項

三 産業界等との連携により、授業の実施、教育課程の実施に関する基本的な事項及び実施状況の評価に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、法科大学院及び公共政策大学院ごとに設置し、次に掲げる者をもって組織する。

(法科大学院)

一 研究科長

二 法科大学院長

三 法曹としての実務経験を有する者

四 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

五 本学の教職員以外の者であって、研究科長が必要と認める者

(公共政策大学院)

一 研究科長

二 公共政策大学院長

三 公共政策系分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体（職能団体、事業者団体、公共政策系分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行う者による研究団体等）のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であって、公共政策系分野の実務に関し豊富な経験を有する者

四 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

五 本学の教職員以外の者であって、研究科長が必要と認める者

2 協議会の委員の過半数は前項第3号から第5号の委員とし、本学以外の者でなければならぬ。なお、第4号及び第5号の委員については、構成員としないことができる。

3 協議会は、必要のあるときは、同条第1項に掲げる者以外を陪席させ意見、説明を求めることができる。

（議長）

第4条 協議会に議長を置く。議長は委員の互選により定める。

（委嘱）

第5条 第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員は、研究科長が委嘱する。

（任期）

第6条 第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員の任期は4年とし、更新を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第7条 第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員については、別に定める所定の旅費及び謝金を支払うものとする。

（開催時期）

第8条 協議会は、原則として隔年を目途に実施する。

（自己点検項目の構成）

第9条 自己点検項目は、第2条第1号から第3号までに定める事項に基づき、別に定める評価シートにより構成するものとし、評価シートの構成は法科大学院においては評価対応委員会、公共政策大学院においては評価改善・基本戦略委員会で見直すことができるものとする。

（評価シートの作成）

第10条 法科大学院及び公共政策大学院において、前条に定める自己点検項目に

基づき、自己評価報告書を取りまとめ、第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員は、書面調査並びに第3条第1項第1号及び第2号に掲げる委員並びに学生に対するヒアリング調査を実施し、評価シートを作成する。

(外部評価報告書の作成)

第11条 第3条第1項第3号から第5号の委員が作成した評価シートを基に、法科大学院においては評価対応委員会、公共政策大学院においては評価改善・戦略委員会において外部評価報告書案を作成し、委員の確認の後確定させる。

(外部評価報告書の公表)

第12条 研究科長は、外部評価報告書をウェブサイト等で公表するものとする。

附 則

- 1 この内規は平成31年4月1日から施行する。
- 2 東北大学大学院法学研究科外部評価に関する内規（平成29年2月15日制定）は、廃止する。

附 則（令和3年5月19日改正）

この内規は令和3年5月19日から施行する。

附 則（令和4年1月19日改正）

この内規は令和4年1月19日から施行する。

附 則（令和4年3月18日改正）

この内規は令和4年3月18日から施行する。